

I 特別支援教育の概要

- 1 第2期 京都府教育振興プラン～教育環境日本一を目指して～
- 2 京都府における特別支援教育のあゆみ
- 3 府立特別支援学校所在地一覧
- 4 府立特別支援学校・地域支援センター一覧

1 第2期 京都府教育振興プラン～教育環境日本一を目指して～

第3章 取り組む施策の方向性

推進方策2：豊かな人間性の育成と多様性の尊重

(8) 自立と社会参加に向けた特別支援教育

- 障害のある児童生徒のコミュニケーション能力や社会的自立・企業就労につながる情報活用能力など、様々な可能性を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう ICT を活用した学びを進めます。
- 小・中学校、高等学校における通級による指導を充実するため、特別支援教育の専門的な知識を持つ教員を育成し、障害の特性を踏まえた学習上の配慮を行う学びの場を整備します。
- 障害の有無に関わらず、すべての児童生徒に対してデジタル教材や電子黒板を活用したより理解しやすい授業の工夫をするなど、授業のユニバーサルデザイン化を進めます。
- 障害のある生徒一人一人が自立して、社会の担い手として活躍できるようにするため、関係機関と連携した「ふれあい・心のステーション」や清掃や接客などの専門的技能を客観的に評価する「京しごと技能検定」を実施するなど、職業教育を推進します。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築を目指し、障害のある子もない子も共に楽しめるアダプテッドスポーツ等を通じ、特別支援学校と他校種の児童生徒とが交流活動を実施するなど、「心のバリアフリー」の取組を展開します。
- 障害のある子もない子も、自然の中で共同生活を体験し、多様な人たちを受け入れ、心のふれあいを深めながら支援する心や社会性を培い、共生社会の形成の一層の進展を図ります。
- スクールバス等による通学や学校内での医療的ケアを必要とする子どもへの適切な対応、訪問教育など、学びに集中できる安心安全な環境づくりを推進します。
- 子どもの学びの様子や成果の地域への発信、地域の方々との交流を通じた体験学習の充実により、地域に開かれた特別支援学校の実現を目指します。
- 特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、井手やまぶき支援学校（令和4年4月開校予定）を新設するなど教育環境を整え、子どもが地域で自分らしく暮らし、働くことができ、共生社会の担い手となれるような取組を進めます。
- 向日が丘支援学校を改築し、教育と福祉が連携して共生社会の実現に向けた学校・福祉連携モデルによる切れ目ない支援の充実を目指した整備を進めます。

※アダプテッド・スポーツ

ルールや用具を障害の種類や程度に適合（adapt）することによって、障害のある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツ

2 京都府における特別支援教育のあゆみ

年 号	京 都 府	国
明治5年 明治11年 明治19年 明治23年 大正11年	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国最初の「京都盲啞院」設立 ・京都市立成徳小学校に最初の「特殊学級」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学制」施行 ・小学校令で就学義務の猶予を規定 ・小学校令で就学義務の免除を規定
昭和6年 昭和7年 昭和22年	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市立盲学校及び聾啞学校を京都府に移管、府立学校とする ・聾啞学校を聾学校と改称 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法、教育基本法、学校教育法施行「学校教育法」で、盲・聾・養護学校教育の義務制を規定 ・盲学校・聾学校(小・中学部)逐年進行で義務制実施
昭和23年		
昭和25年	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市立三笠小学校に府内最初の「特殊学級」開設 	
昭和27年 昭和28年	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校舞鶴分校」開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の判別制実施について」次官通達 ・文部省、精神薄弱児実態調査
昭和29年		<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」公布
昭和31年 昭和32年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府下特殊教育研究会」発足(昭48「京都府障害児教育研究会」と改称) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公立養護学校整備特別措置法」公布 ・給与改正により調整額8%(特殊学校4%)がつく ・特殊学級への設備補助金支給始まる ・「盲学校・聾学校(小・中学部)学習指導要領一般編」通達
昭和33年		<ul style="list-style-type: none"> ・「学校保健法」施行 ・「義務教育諸学校定数標準法」施行
昭和34年	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴整肢学園(現舞鶴こども療育センター)内に府内最初の「肢体不自由学級」開設(三笠小学校籍) 	
昭和35年		<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校(高等部)学習指導要領一般編」通達
昭和37年		<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法及び同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育的措置について」初中局長通達
昭和38年		<ul style="list-style-type: none"> ・「養護学校(小・中学校)学習指導要領」通達
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府下特殊学級設置学校長会」発足(後に「京都府特別支援学級設置学校長会」と改称) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省著作「養護学校用教科書」作成 ・「盲学校・聾学校学習指導要領(小学部)」告示
昭和40年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府立盲学校、聾学校及び養護学校の学則」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校学習指導要領(中学部)」告示
昭和41年		<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校学習指導要領(高等部)」告示
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立向日が丘養護学校」開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部省、精神薄弱児実態調査(第2次)

年 号	京 都 府	国
昭和43年 昭和44年	<ul style="list-style-type: none"> ・聾学校聴能言語室開設 ・「府立与謝の海養護学校」開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育総合研究調査協力者会議が「特殊教育の基本的な施策のあり方について(報告)」を発表
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部市立綾部小学校に府内最初の「言語障害学級」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害者対策基本法」公布
昭和46年	<ul style="list-style-type: none"> ・国立舞鶴病院内に「病弱学級」開設(倉梯小学校籍)(現舞鶴支援学校行永分校) ・京都府議会「教育の機会均等推進に関する意見書」議決 ・乙訓中学校(現向日市立勝山中学校)に府内最初の「情緒障害学級」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校及び養護学校(小・中学部)学習指導要領」を改訂(養護・訓練を領域として新設) ・国立特殊教育総合研究所開設
昭和47年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立与謝の海養護学校桃山分校」開校(後の桃山養護学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校及び聾学校(高等部)の学習指導要領」を改訂し、「養護学校(高等部)の学習指導要領」を作成 ・養護学校義務制に関する政令公布(昭54より実施) ・国立久里浜養護学校開設
昭和48年	<ul style="list-style-type: none"> ・「在宅障害児訪問指導教育制度」発足 ・宇治市立神明小学校に府内最初の「難聴学級」開設 	
昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立桃山養護学校」開校 ・「適正就学指導委員会」(京都府)発足 ・府内市町村適正就学指導委員会の設置率100%となる 	
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府障害児教育諸学校研究協議会」発足(平19「京都府特別支援学校研究会」と改称) 	
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児施設「花ノ木学園」内に亀岡小学校障害児学級開設 	
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立丹波養護学校」開校 ・盲・聾教育開学100周年記念行事開催(京都府の障害児教育100年) ・京都府障害児教育教科用図書等調査委員会を設け、「障害児教育関係教科用図書等調査研究のまとめ」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育に関する研究調査会「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方(報告)」発表 ・「学校教育法施行令及び学校保健法施行令等の一部改正について」事務次官通達 ・「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」初中局長通達 ・「盲学校・聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立舞鶴養護学校」(現舞鶴支援学校行永分校)開校 ・国立療養所京都病院しらうめ病棟の重症心身障害児に訪問教育を実施(府立桃山養護学校) ・府内中学校障害児学級及び府立養護学校卒業生の進路追跡調査を実施 ・京都府障害児教育諸学校(小・中学部)教育課程検討委員会を設置 ・同教育課程編成資料を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際児童年 ・養護学校義務制スタート ・「盲学校・聾学校及び養護学校(小・中学部)(高等部)学習指導要領」を改訂 ・盲学校・聾学校及び養護学校小学部の「改訂学習指導要領」施行
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立丹波養護学校亀岡分校」及び「府立舞鶴養護学校北吸分校」開校 ・京都府障害児教育諸学校(高等部)教育課程検討委員会を設置 	

年 号	京 都 府	国
昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校」開校 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際障害者年
昭和57年	<ul style="list-style-type: none"> ・府総合教育センターを開設し、障害児教育部門を設置 ・「府立南山城養護学校病弱分教室」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育研究調査協力者会議「心身障害児に係る早期教育及び後期中等教育の在り方(報告)」を公表 ・養護学校用小学部算数科・国語科教科書指導書作成
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立南山城養護学校城陽分校」開校 	
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立中丹養護学校」開校 ・「府立丹波養護学校亀岡分校」全面改築 	<ul style="list-style-type: none"> ・「心身障害児の就学指導資料」発行(昭59.10)(文部省)
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立盲学校・聾学校舞鶴分校」全面改築 ・府立聾学校舞鶴分校中学部を全面的に廃止 ・府立丹波養護学校亀岡分校に「高等部分教室」を開設 	
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立城陽養護学校」開校 ・府立城陽養護学校に重症心身障害者の高等部を開設 ・「京都府立学校の管理運営に関する規則」の制定に伴い府立盲・聾・養護学校の学則を各学校毎に制定 	
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立城陽養護学校に軽度知的障害児の社会自立を目指した高等部普通科「職業教育系」開設 ・第24回全国身体障害者スポーツ大会「愛とふれあいの京都大会」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行に伴う「精神薄弱者」の取扱いについて(昭63.4)(労働省) ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部を改正及び柔道整復師法の一部を改正(昭63.5)(厚生省) ・「盲学校・聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について」教育課程審議会答申(昭63.12)
平成元年		<ul style="list-style-type: none"> ・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正(平元.9) ・盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の学習指導要領を改訂(平元.10)
平成2年	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ整備事業 ・盲・聾・養護学校芸術鑑賞会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議設置(平2.6)
平成3年		<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議「通級の充実方策について(中間まとめ)」答申(平3.7)
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立盲学校高等部専攻科に保健医療科を新設 ・「音楽フェスティバル」に盲・聾・養護学校の児童生徒が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・通級学級研究協力者会議「通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)」答申(平4.3) ・「学校週5日制の実施について」初中局長通知 ・初任者研修制度特殊教育諸学校で本格実施(平4.4)
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・府内最初の「通級指導教室」開設 ・第1回京都府立養護学校高等部スポーツ交流会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法施行規則の一部改正について」初中局長通達(平5.1)(通級による指導の制度化)

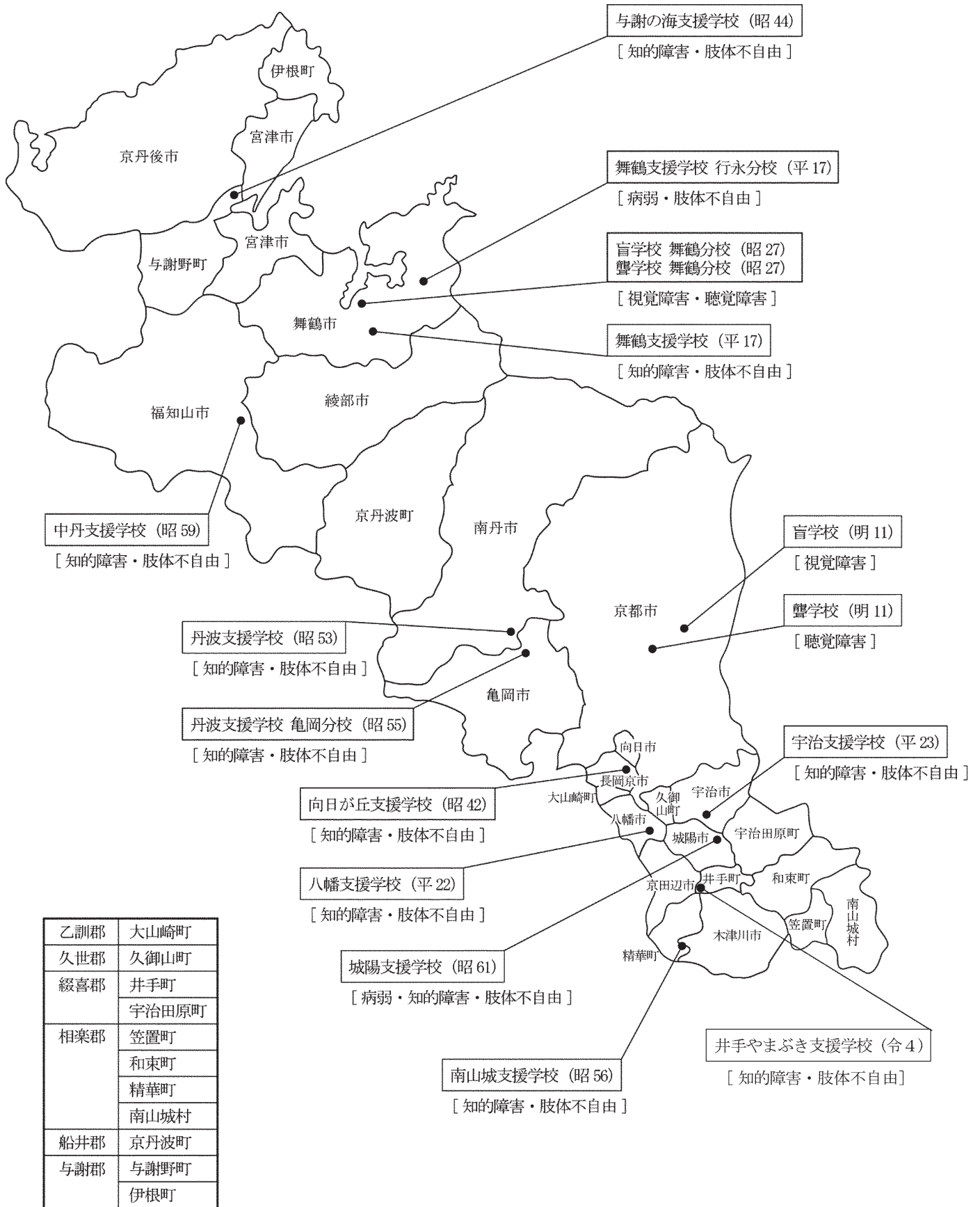
年号	京 都 府	国
平成6年		<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利に関する条約について」文部事務次官通知(平6.5.20) ・「病気療養児の教育について」初中局長通知(平6.12.21)
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> ・関西医大附属男山病院内に「病弱学級」開設(八幡市立八幡第三小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学指導資料」の発行(平7.1)(文部省) ・「学習障害児等に対する指導について(中間報告)」調査研究協力者会議(平7.3.27)
平成8年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府障害者基本計画」策定 ・第1回「ふれあい・心のステーション」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「盲学校・聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について(報告)」調査研究協力者会議(平8.3.18) ・第15期中央教育審議会「審議のまとめ」(平8.6.18)
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・聾・養護学校高等部訪問教育の試行的実施 ・盲・聾・養護学校情報ネットワーク推進事業 ・低床型スロープ付スクールバスの導入 ・公立南丹病院(現京都中部総合医療センター)内に「病弱学級」開設(現南丹市立八木西小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第一次報告について(平9.2.14) ・特殊教育の改善・充実に関する調査協力者会議の第二次報告について(平9.10.21) ・「教育課程の基準の改善の基本方向について」教育課程審議会(平9.11.17)
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校高等部訪問教育の対象を中学部過年度卒業生まで拡大 ・京都府教育庁指導部学校教育課に障害児教育室設置(平10.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第16期中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の充実」(平10.6.30) ・教育課程審議会最終答申(平10.7.24) ・教育職員養成審議会最終答申(平10.10.29) ・小・中学校学習指導要領告示(平10.12.14) ・高等学校学習指導要領告示(平11.3.29) ・盲学校・聾学校及び養護学校(幼稚部、小・中学部、高等部)学習指導要領告示(平11.3.29) ・小・中・高等学校、盲・聾・養護学校の学習指導要領移行措置の告示(平11.6.3) ・「学習障害児に対する指導について(報告)」調査研究協力者会議(平11.7.2)
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に「肢体不自由学級」開設(八幡市立南山小学校、京田辺市立大住小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀の特殊教育の在り方について(中間報告)」調査研究協力者会議(平12.11.6)
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校高等部訪問教育の本格実施 ・中学校に「視覚障害学級」開設(亀岡市立亀岡中学校) ・「府立学校の在り方について(中間まとめ)」府立学校の在り方懇話会(平12.12.1) 	
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ・聾学校に「通級指導教室」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」調査研究協力者会議(平13.1.15)
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立学校の在り方について(まとめ)」府立学校の在り方懇話会(平14.1.15) ・「府立養護学校の再編整備計画」策定(平14.3) ・中学校に「聴覚障害学級」開設(綾部市立綾部中学校) ・京都府教育庁指導部障害児教育課設置(平14.6) ・「適正就学指導委員会」(昭49発足)を「就学指導委員会」に改称(平14.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行令の一部を改正(平14.4.24) ・「障害のある児童生徒の就学について」初中局長通知(平14.5.27) ・「就学指導資料」の発行(平14.6)(文部科学省)

年 号	京 都 府	国
平成15年	・養護学校・地域等連携推進事業実施	・「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」調査研究協力者会議(平15.3)
平成16年	・「京都府障害者基本計画」策定	・小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)作成(平16.1) ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行(平16.6) ・「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」初中局長通知(平16.10) ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(中間報告)」中央教育審議会(平16.12)
平成17年	・「府立舞鶴養護学校」開校 ・「府立舞鶴養護学校行永分校」及び「府立舞鶴養護学校北吸分校」開校 ・組織改正により「特別支援教育課」に名称変更 ・「府立養護学校の再編整備計画に基づく南部地域実施計画」策定 ・平成18年度京都府公立学校教員採用選考試験に「盲・聾・養護学校」の校種を新設	・「発達障害者支援法」施行(平17.4) ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」初中局長・高教局長通知(平17.4) ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」中央教育審議会(平17.12)
平成18年	・小・中学校に発達障害の子どもを学校全体で支援する体制整備のための「非常勤講師」を配置(特別支援教育充実事業) ・中学校に「通級指導教室」開設 ・第30回全国高等学校総合文化祭「京都総文」協賛盲・聾・養護学校部門開催(平18.8)	・「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」初中局長通知(平18.3) ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」文部科学事務次官通知(平18.7) ・「就学指導資料(補遺)」発行(平18.7) ・「教育基本法」改正(平18.12)
平成19年	・学校の種類について「京都府立高等学校等設置条例」等関係条例・規則の一部改正により「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に移行 ・「特殊学級(府内では「障害児学級」)の名称について「特別支援学級」に変更 ・府内のすべての特別支援学校に「地域支援センター」を開設し、専任の「地域支援コーディネーター」を配置	・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」文部科学事務次官通知(平19.3) ・「特別支援教育の推進について」初中局長通知(平19.4) ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置制度創設(平19.4)
平成20年	・京都府立特別支援学校展「はあと♥ギャラリー in Rubino」開設(平20.6)	・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領改訂(平20.3) ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置制度について全公立小中学校数相当の措置(平20.4) ・小・中学校学習指導要領移行措置の告示(平20.6)
平成21年	・「新設特別支援学校(八幡・久御山地区)開設準備室」設置(平21.4) ・「府立八幡支援学校」開設(平21.9)	・「特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)～早期からの教育支援の在り方について～」特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(平21.2)

年号	京 都 府	国
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立八幡支援学校」開校(平22.4) ・「府立宇治支援学校開設準備室」設置(平22.4) ・「府立宇治支援学校」開設(平22.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等改訂、同移行措置の告示(平21.3) ・市町村への「特別支援教育支援員」地方財政措置の拡充(公立幼稚園分について措置)(平21.4) ・「高等学校における特別支援教育の推進について～高等学校ワーキング・グループ報告～」(平21.8) ・「障がい者制度改革推進本部」設置閣議決定、「障がい者制度改革推進会議」設置(平21.12) ・「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(障がい者制度改革推進会議(平22.6) ・中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」設置(平22.7) ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行(平23.8)
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立桃山養護学校」閉校(平23.3) ・「府立宇治支援学校」開校(平23.4) ・各「養護学校」を「支援学校」に改称する(平23.4) ・宇治支援学校に「京都府スーパーサポートセンター(略称:SSC)」を設置(平23.4) 	
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立豊学校高等部の産業工芸科、デザイン科、色染科及び被服科を廃止し、京都アート科及び情報科を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行(平24.4) ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」中央審議会初等中等教育分科会(平24.7.23)
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・城陽支援学校に「通級指導教室」開設(平25.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」制定(平25.6) ・学校教育法施行令の一部を改正(平25.9.1) ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」初中局長通知(平25.10.4) ・「教育支援資料」の発行(平25.10)文部科学省
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定(平26.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の権利に関する条約」批准(平26.1)
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立特別支援学校の新設を公表(平27.1) ・「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行(平27.4) ・「就学指導委員会」(昭49発足、平14改称)を「教育支援委員会」に改称(平27.4) ・府立特別支援学校の新設に向けて井手町との連携協定を締結(平27.6) 	
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立舞鶴こども療育センターの移転に伴い舞鶴支援学校北吸分校を行永分校と統合(平28.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」施行(平28.4) ・「発達障害者支援法」改正(平28.8)

年 号	京 都 府	国
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立城陽支援学校にビジネス総合科を新設 ・第1回「京しごと技能検定」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領改訂（平29.3） ・「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令」施行（平29.3） ・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」作成（平29.3） ・特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領改訂（平29.4） ・幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領移行措置の告示（平29.7） ・特別支援学校（小学部、中学部）学習指導要領移行措置の告示（平29.12）
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」施行（平30.3） ・府立八幡支援学校に福祉総合科を新設 ・府立清明高等学校で府立高等学校最初の「通級による指導」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校学習指導要領改訂（平30.3） ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」施行（平30.4） ・「教育と福祉の一層の連携等の推進について」初中局長通知（平30.5） ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」施行（平30.8） ・高等学校学習指導要領移行措置の告示（平30.8） ・「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」初中局長通知（平30.9）
平成31年		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部学習指導要領改訂（平31.2） ・特別支援学校高等部学習指導要領移行措置の告示（平31.2） ・「学校における医療的ケアの今後の対応について」初中局長通知（平31.3）
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・府立聾学校、宇治支援学校、丹波支援学校の3校に「学校運営協議会」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部学習指導要領移行措置の一部を改正する告示（令和.9） ・「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」設置（令和.9） ・「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」初中局長通知（令和.11）
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> ・「井手地区新設特別支援学校開設準備室」設置（令2.4） ・府立清新高等学校で「通級による指導」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」施行（令2.4）
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> ・全府立特別支援学校に「学校運営協議会」を設置 ・「府立井手やまぶき支援学校」開設（令3.9） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）（令3.6） ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行（令3.9） ・「特別支援学校設置基準」公布（令3.9）

3 府立特別支援学校所在地一覽



4 府立特別支援学校・地域支援センター一覧

府立特別支援学校に併設の地域支援センターでは、関係機関と連携して地域の発達障害を含む障害のある子どもへの教育相談や学校に対して適切な教育支援について助言を行っています。

学校	区分	地域支援センター名	所在地	電話
				FAX番号
盲学校		京都府視覚支援センター	〒603-8231 京都市北区紫野大徳寺町27(幼小中)	075-492-6733
				075-492-6920
				〒603-8302
				075-462-5083
舞鶴分校	(休校中)	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83	075-462-5770	
			0773-75-1094	
聾学校		京都府聴覚支援センター	〒616-8092 京都市右京区御室大内4	0773-76-2711
				075-461-8121
舞鶴分校		京都府北部聴覚支援センター	〒624-0853 舞鶴市字南田辺83	075-461-8122
				0773-75-1094
向日が丘支援学校		向日が丘相談・支援センター	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺11	0773-76-2711
宇治支援学校		地域支援センターうじ	〒611-0031 宇治市広野町丸山10	075-951-8361
				075-951-8362
城陽支援学校		地域支援センター「サポートJOYO」	〒610-0113 城陽市中芦原1-4	0774-41-3701
八幡支援学校		地域支援センターやわた	〒614-8236 八幡市内里柿谷16-1	0774-45-2220
				0774-53-7100
井手やまぶき支援学校		井手やまぶき相談・支援センター	〒610-0302 綴喜郡井手町大字井手小字大塚40-1	0774-53-4044
				075-982-7321
南山城支援学校		南山城相談支援センター	〒619-0231 相楽郡精華町大字山田小字医王寺1	075-982-7361
				0774-82-7010
丹波支援学校		たんば地域支援センター	〒629-0154 南丹市八木町柴山坊田118	0774-82-7011
				0774-82-7011
亀岡分校		たんば地域支援センター	〒621-0045 亀岡市千代川町湯井巽筋38	0774-72-7255
				0774-72-7256
中丹支援学校		中丹教育支援センター	〒620-0003 福知山市大字私市小字打溝8	0771-42-5185
				0771-42-5186
舞鶴支援学校		舞鶴支援学校トータルサポートセンター(TSC)	〒624-0812 舞鶴市字堀4-1	0771-23-7847
				(FAX共用)
※行永分校		舞鶴支援学校トータルサポートセンター 病弱支援部門(TSC)	〒625-0052 舞鶴市字行永2510-17	0773-32-0011
				0773-32-0012
与謝の海支援学校		丹後地域教育支援センター よさのうみ	〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山945	0773-78-3133
				0773-78-3135
				0773-63-6700
				0773-63-6701
				0772-46-2770
				0772-46-2771

※井手やまぶき相談・支援センターは、令和4年4月開設予定

各地域支援センターの拠点として教員への研修の実施や府全域を支援するより専門的な教育相談を行う	京都府スーパーサポートセンター(SSC)	〒611-0031 宇治市広野町丸山10(宇治支援学校内)	0774-41-3703
			0774-45-2220

●京都府総合教育センター

京都市伏見区桃山毛利長門西町(〒612-0064)
TEL 075-612-3266(FAX 075-612-3267)

●京都府総合教育センター北部研修所

綾部市川糸町堀ノ内(〒623-0012)
TEL 0773-43-2934(FAX 0773-43-2935)